

## 設楽町貝津田の起倒流棒の手

棒の手は、愛知県の代表的な民俗芸能の一つで、名古屋市内東部から尾張東部地区、西三河を経て設楽町に至るまでの広い地域で行われている。この分布はかつて熱田神宮、龍泉寺、猿投神社への献馬(馬の塔・馬の頭)と書き、一般的にオマント・オマントウと呼ばれる)に参加していた村々の地域とおおよそ重なる。馬の塔の行列には警護の棒の手が加わるといことが多く、旧愛知郡東部、西加茂郡の地域ではこの傾向が顕著であり、火縄銃も加えて「警護祭」ということもあった。

棒の手の発祥については、明確な記録がなく定かではない。しかし、棒の手の起源を知るうえで貴重な資料は、日進市に伝わる「郷土祭事記録」「猿投祭礼記」、そして「猿投祭礼記(写)」などである。

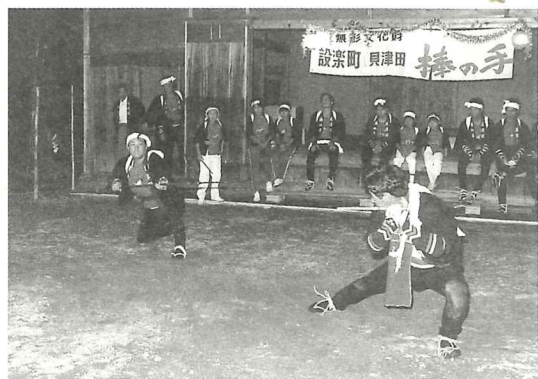
これらの史料によると、岩崎本郷城主・丹羽若狭守氏清が大永三年(一五三三年)九月十日、白山神社ではじめて馬の塔(献馬)、棒の手の祭事を行ったことを伝えている。また、天文二十二年(一五五三年)岩崎、本郷村をはじめ愛知郡内の各村人たちは祭礼馬、鉄砲、槍、長刀、

鎌太刀などを持って猿投祭に参加したことが伝えられ、四百六十年前に行われていた棒の手の様子がうかがえる。

### 文化財保護法で再興

棒の手は、明治になつても盛んに行われた。しかし、末期になると棒の手の勢いも次第に衰えていった。

時代が公正、昭和になると、戦争という社会情勢によって、棒の手の継承そのものが危うい時期となったが、昭和二十六年の文化財保護法によって、棒の手が無形文化財に位置づけられ再び活気を取り戻した。



### 起倒流宗家

起倒流は、名古屋市の起倒次郎左衛門が天正時代(一五七三〜一五九一年)に創始したといわれている。安政六年(一八五九年)から慶応二年(一八六六年)にかけて豊田市石楠町の四人は、長久手の近藤芳左衛門氏の門人となり、起倒流の技の修習に励んだ。慶応二年(一八六六年)に免許目録が許され、三河地方の起倒流の宗家師長となった。



多くの門人の指導にあたると同時に足助町、旭町、中切町、名倉(貝津田)などの住人に「起倒流棒の手免許目録」を交付する。昭和三十三年の無形文化財指定後の免許皆伝者は

・昭和三十三年十月七日伝授  
八人―石楠町

・昭和五十三年四月五日伝授  
二十人―中切町  
五人―石楠町

・昭和五十四年八月十九日伝授  
十四人―設楽町(貝津田)



貝津田諏訪神社の棒の手は起倒流で、明治十年代に足助町(豊岡)から伝来した。

毎年八月十九日、拝殿前に整列し、神官の祓いをうけ、塩ふりが清めの塩をまくと、法螺貝が鳴り、真剣な演技が行われる。

(設楽町文化財保護審議会委員

原田 元久)